

北海道大学における科学者の行動規範

北海道大学

科学と科学研究は人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のためにあり、科学・技術の発展と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提としてはじめて社会的認知を得ることができる。それゆえ、科学者は研究活動においてその透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たすとともに、厳しく高い倫理観を要求されていることを常に自覚しなければならない。ここでいう「科学者」とは、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

こうした認識のもと、北海道大学は本学において研究活動を行うすべての科学者が、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」(平成18年10月3日制定 平成25年1月25日改訂)に基づき、研究活動を行うことを宣言し、行動規範をここに定める。

- 1) 科学者は、研究成果を論文等で公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またこれに加担しない。
- 2) 科学者は、研究活動の透明性と説明責任を果たすために、実験や調査の記録等の研究資料を適切に保存する。
- 3) 科学者は、自らの行っている研究が社会の負託に応える重大な責務であることを強く自覚し、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

※1 研究活動上の不正行為に係る告発窓口

<https://www.hokudai.ac.jp/research/kousei/injustice/indictment/index.html>

※2 国立大学法人北海道大学利益相反マネジメント規程

https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000543.html